

参議院議員
元FBSキャスター

私のサポーターに
なってください！

古賀ゆきひと サポーターズクラブ ご入会のお願い

古賀ゆきひと議員は、参議院議員となって以来、本会議や委員会といった国会活動に力を入れるのはもちろん、県内各地の地元行事で様々なご意見を聴いて回るなど、無我夢中で走り続けてきました。前職のキャスター時代から目標としていた「わかりやすい政治」の実現のため、懸命に頑張っています。

そんな古賀議員を応援するため、「古賀ゆきひとサポーターズクラブ」（古賀ゆきひと後援会）を本格的に立ち上げました。会費は年3,000円（※国民民主党サポーター費を含む）。ひと月あたり250円ですから、コーヒー1杯分の値段で古賀さんを支えることができます。

皆様におかれましては、ぜひ入会していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

入会申込書は裏面

古賀ゆきひとサポーターズクラブ入会申込書

フリガナ		ご自宅 の ご住所	〒
お名前			
生年月日	(西暦) 年 月 日		
TEL		FAX	
メールアドレス		ご所属	
会費 と お振込先	3,000円/年 ○ゆうちょ銀行からのお振込先 記帳番号 01740-4-169035 古賀ゆきひとサポーターズクラブ ○ゆうちょ銀行以外からのお振込先 ゆうちょ銀行 一七九(イチナナキュウ)支店 当座 0169035 コガユキヒトサポーターズクラブ ※ゆうちょ銀行以外の金融機関へのお振込又は現金でのお支払をご希望の方はご連絡ください。		
備考	18才以上の方は同時に国民民主党サポーターへの申込みとなります。国民民主党サポーター費(2,000円/年)は上記会費に含まれます。 日本国民のサポーターは、代表選挙に投票権があります(※日本国籍以外の方は下記欄に✓をお願いします)。 <input type="checkbox"/> 日本国籍以外		

古賀ゆきひと後援会(古賀ゆきひとサポーターズクラブ)規約

第1条(名称・所在地)
本会は、古賀ゆきひと後援会と称し、主たる事務所を福岡県福岡市におく。
また、別称として、古賀ゆきひとサポーターズクラブと称する場合がある。

第2条(目的)
本会は、古賀ゆきひと氏を後援することにより国政の発展と住民福祉の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条(事業)
本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1 講演会、座談会等の開催
2 会報等の発刊及び配布
3 関係諸団体との連携
4 政治資金パーティーの開催
5 古賀ゆきひと氏の所属する政党に関する活動
6 その他本会の目的達成に必要な事業

第4条(会員)
1 本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書の提出をもって会員とする。
2 本会の会員は、古賀ゆきひと氏の所属する政党の党員又はサポーター等を兼ねることを原則とする。
3 本会の会員名簿は厳重に管理し、第3条の事業以外に用いない。

第5条(役員)
本会には、次の役員をおく。
会長 1名 副会長 2名 幹事 若干名
会計 1名 監事 若干名
本会には、必要に応じて、顧問、相談役をおくことができる。

第6条(役員の選出及び任期)
1 役員は総会において選出する。
2 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第7条(会議)
1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条(経費)
本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条(会費)
1 本会の会費は、年1,000円とする。
2 第4条の2に定める古賀ゆきひと氏の所属する政党の党員費又はサポーター費等は、本会の会費と同時に納入することを原則とする。

第10条(会計年度及び会計監査)
1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第11条(規約の改廃)
本規約の改廃は、総会において決定する。

第12条(補則)
本規定の定めなき事項については、役員会で決定する。

附則
本規約は、平成 27年 12月 8日より実施する。
平成29年6月13日 第1条 名称・所在地に、別称を追加

FAX 送信先

092-433-0552

※番号間違いにご注意下さい。

郵送 宛先

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-19-14 ビーエスビル博多7階E号室

古賀ゆきひとサポーターズクラブ 宛 TEL 092-433-0553